

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	簡条4	簡条4 環境条件 溶接電源及び補助装置は、規定の環境条件下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）で、運転する能力をもっていなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	簡条6 6.2 6.2.1 6.2.1.2 6.3 6.3.3 簡条8 8.1	簡条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.1 きょう体（外箱）による保護 6.2.1.2 水の浸入保護 きょう体（外箱）は、排水処理のできる構造でなければならない。 6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 6.3.3 内部導体及びその接続 内部導体及びその接続は、偶発的な緩みを防止するように固定又は配置しなければならない。（JIS C 9300-1（以下、第1部）の規定による。） 簡条8 温度制限装置 8.1 構造 温度制限装置は、次の事項がいずれもできない構造でなければならない。 － 温度設定を変更する。 － 物理的損傷を加えずにその動作を変更する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条9	箇条9 温度保護装置	
				9.1	9.1 構造 温度保護装置は、次の事項がいずれもできない構造でなければならない。 ー 温度設定を変更する。 ー 物理的損傷を加えないでその動作を変更する。 ー 自動又は手動でリセットする。	
				箇条11	箇条11 一次入力への接続	
				11.1	11.1 一次入力	
				11.1.1	11.1.1 入力電圧 溶接電源は、定格入力電圧の±10 %で運転できなければならない。	
				箇条12	箇条12 出力	
				12.4	12.4 出力端子への接続	
				12.4.1	12.4.1 不用意な接触からの保護 溶接ケーブルが接続されていてもいなくても、溶接回路の接続部は、人体又は金属物（例えば、運搬車、クレーンフックなど）による不用意な接触に対し保護されていなければならない。（第1部の規定による。）	
				12.4.2	12.4.2 接続口の位置 カバーのない結合装置は、その開口部が上向きに傾かな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.5	いように配置しなければならない。（第1部の規定による。） 12.5 溶接回路に接続される外部装置への電力供給 溶接電源が、溶接回路に接続される機器を含めて外部装置へ電力を供給する場合、この電力は溶接回路等によって供給されなければならない。（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.1 箇条8 8.3 箇条9 9.3	箇条7 温度要求事項 7.1 温度保護及び温度制限の機器 溶接電源は、温度保護及び温度制限装置の二つの独立した機器を装備しなければならない。 箇条8 温度制限装置 8.3 動作 温度制限装置は、規定する周囲温度範囲において、溶接電源の巻線が規定する温度上昇限度、及び全ての構成部材の定格温度を超えることを、防止しなければならない。 箇条9 温度保護装置 9.3 動作 温度保護装置は、溶接電源が規定する過負荷状態の最高温度限度値を超えることを防止しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条17 17.2	箇条17 定格銘板 17.2 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条19 19.1 19.1.2	定格銘板には表形式で区画を設けて、次の情報及びデータを表示する。 ー 識別名 ー 溶接出力 ー エネルギー供給 箇条19 取扱説明及び注意書き 19.1 取扱説明 19.1.2 取扱説明書 取扱説明書には、次の事項（適用可能なものにつき）を含める。 ー 一般事項 ー ワイヤ送給装置、ガスボンベ及び圧力調整器の注意事項 ー 指示信号、表示信号及びシンボル記号の意味 ー 入力配電系統、ヒューズ及び／又は回路遮断器の定格に関する情報 ー 溶接電源に関連した正しい使用上の操作、等	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4	箇条4 環境条件 溶接電源及び補助装置は、機能及び性能が損なわれることなく周囲温度－20℃～＋55℃での保管及び輸送に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.5 箇条8 8.5 箇条11 11.7 箇条12 12.3	箇条7 温度要求事項 7.5 負荷試験 溶接電源は、損傷又は故障することなく、繰り返し負荷に耐えなければならない。 箇条8 温度制限装置 8.5 動作能力 温度制限装置は、溶接電源が定格最大出力電流を出力している状態で、破損することがなく、入力電流又は溶接電流を、規定の回数、連続で遮断できなければならない。 箇条11 一次入力への接続 11.7 一次入力ON/OFF切替装置 組込式の一次入力ON/OFF切替装置は、規定の耐久性試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条12 出力 12.3 出力調整のための機械的開閉装置 溶接電源からの出力値を調整又は制御するために使われる開閉器、接触器、電流遮断器又はその他の制御装置は、規定の耐久性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.1	箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		6.1.1	6.1.1 一般 全ての溶接電源は、最低限、汚染度3の環境条件下で使用できるように設計しなければならない。（第1部の規定による。）	
				6.2	6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触）	
				6.2.1	6.2.1 きょう体（外箱）による保護	
				6.2.1.1	6.2.1.1 一般 溶接電源は、IP21S以上の保護等級に適合しなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条6	箇条6 電撃に対する保護	
				6.2	6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触）	
				6.2.2.	6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。（第1部の規定による。）	
				箇条15	箇条15 機械的要求事項	
				15.2	15.2 きょう体（外箱）	
				15.2.1	15.2.1 きょう体（外箱）材料 溶接回路及びSELV回路を除いて、充電部への接触から保護することを意図した非金属材料は、燃焼性分類V-1以上	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					のものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.1 6.2.1.3 6.2.1.4 6.2.3	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接 6.2.1 きょう体（外箱）による保護 6.2.1.3 側面及び上面の開口部 きょう体（外箱）は、規定の長さの検査プローブが、きょう体の下側を除いた各面から次の箇所に接触するまで挿入できない構造でなければならない。 － 入力回路の充電部品 － クラスⅡの溶接電源では、基礎絶縁だけで入力回路の充電部品から分離した全ての金属部分 6.2.1.4 きょう体（外箱）の底面の開口部 きょう体（外箱）は、規定の長さの検査プローブが、きょう体の下側から次の箇所に接触するまで挿入できない構造でなければならない。 － 入力回路の充電部品 － クラスⅡの溶接電源では、基礎絶縁だけで入力回路の充電部品から分離した全ての金属部分 6.2.3 入力コンデンサの自動放電 各コンデンサは、コンデンサに接続されているどの導電部についても、人が触れることができる時間内に、コンデ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ンサに印加される電圧を60 V以下に低減させる自動放電手段を備えなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条6 6.3 6.3.6	箇条6 電撃に対する保護 6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 6.3.6 故障状態の接触電流 接触電流ピーク値は、外部保護導体が故障又は断線した場合、規定の値以下でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.1.2 6.1.3 6.1.4 6.1.5	箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁 6.1.2 空間距離 基礎絶縁又は補助絶縁、及び強化絶縁に対する最小空間距離は、規定の最小空間距離でなければならない。（第1部の規定による。） 6.1.3 沿面距離 基礎絶縁又は補助絶縁の最小沿面距離は、規定の値でなければならない。（第1部の規定による。） 6.1.4 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、規定の絶縁抵抗値以上でなければならない。（第1部の規定による。） 6.1.5 絶縁耐力 絶縁は、いかなるフラッシュオーバー及び絶縁破壊を起こす	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.3	ことなく、規定の試験電圧に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				6.3.2	6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 6.3.2 入力回路及び溶接回路との巻線間の分離 入力回路及び溶接回路の巻線間は、次のいずれかによって分離しなければならない。 － 強化絶縁又は二重絶縁 － 保護導体に接続した巻線間に、混触防止板がある基礎絶縁（第1部の規定による。）	
				6.3.5	6.3.5 可動コイル及び鉄心 溶接電流を調整するために可動コイル又は可動鉄心が使用されている場合、電氣的ストレス及び機械的ストレスを考慮して、規定の空間距離及び沿面距離を維持できる構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条10	箇条10 異常動作	
				10.1	10.1 一般 溶接電源は、ファン停止試験及び短絡試験の異常な運転状態において、危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こしてはならない。	
				箇条13	箇条13 制御回路 無負荷電圧よりも低い電圧をもち、溶接回路及び入力回	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					路から分離されたきょう体（外箱）の外にある制御回路は、次を満足しなければならない。 － 入力回路から二重絶縁又は強化絶縁によって、絶縁されている。 － 無負荷電圧よりも高い電圧をもつ他の全ての回路から、二重絶縁又は強化絶縁によって絶縁されている。 － 無負荷電圧を下回る電圧の溶接回路から基礎絶縁で絶縁されている。（第1部の規定による。）	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.2 6.2.2 箇条10 10.1	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。 コンデンサは、短絡などの故障によって、溶接電源に危険な電氣的破壊を起こす又は火災を起こす原因にならない。（第1部の規定による。） 箇条10 異常動作 10.1 一般 溶接電源は、ファン停止試験及び短絡試験の異常な運転状態において、危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					してはならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.4 7.4.2	箇条7 温度要求事項 7.4 温度上昇限度 7.4.2 外部表面 外部表面の温度上昇は、規定の値を超えてはならない。 (第1部の規定による。)	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 11.6 箇条12 12.4 12.4.3 箇条15 15.1	箇条11 一次入力への接続 11.6 一次入力 of 挿入口 入力ケーブルが金属部分を貫通する箇所は、絶縁ブッシュを取り付けるか、又は開口部は1.5 mm以上の半径で滑らかに丸められていなければならない。(第1部の規定による。) 箇条12 出力 12.4 出力端子への接続 12.4.3 出力開口部 溶接ケーブルが金属部分を通過する箇所は、開口部が1.5 mm以上の半径で滑らかに丸められていなければならない。(第1部の規定による。) 箇条15 機械的要求事項 15.1 一般 容易に手が触れられる部分に、けが(怪我)の原因となる	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.5	ような、鋭いエッジ、荒い表面又は突出した部分があつてはならない。（第1部の規定による。） 15.5 傾斜安定性 装置は、それが最も不安定な状態にあるときに、10° 以下の傾斜で転倒してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.5 箇条15 15.1 15.2 15.2.2	箇条11 一次入力への接続 11.5 一次ケーブルの固定具 曲げ又は移動ができる入力ケーブル接続用の端子を備えた溶接電源は、引っ張りから電氣的接続を保護するケーブル固定具を備えていなければならない。 ケーブルは、ケーブル自体又は溶接電源の内部部品のいずれかに損傷が発生するような溶接電源内への押し込みがあつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条15 機械的要求事項 15.1 一般 装置は、通常の使用目的に対して耐える強度及び剛性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 15.2 きょう体（外箱） 15.2.2 きょう体（外箱）強度 通風孔を設けた場合も含めて、装置のきょう体（外箱）は、規定する10Nmの衝撃エネルギーに耐えなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.4	ない。（第1部の規定による。） 15.4 落下耐量 組み立てられた装置は、落下試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.2 箇条10 10.1	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、通常の使用中に、内部の液体が漏えいしてはならない。 過度の加熱又は溶融が生じたときは、溶接電源が、規定の異常試験において、液体の漏えいがあるてはならない。（第1部の規定による。） 箇条10 異常動作 10.1 一般 ファン停止試験及び短絡試験の間に、溶融金属及びその他の物質が生じてはならない。	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	溶接電流は200A以下で、直流電流か交流電流（50Hzあるいは

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						60Hz)であり、溶接電圧も30V以下となっており、数値シミュレーションおよび磁場計測により、ICNIRP の電磁場規制のガイドライン以下であった。このため、人体に影響を与える電場および磁場は発生しない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	簡条4 簡条6 6.2 6.2.1	簡条4 環境条件 溶接電源及び補助装置は、規定の温度において定格連続溶接時間及び1時間における定格最大溶接時間の運転を実現する能力がなければならない。 簡条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.1 きょう体（外箱）による保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.2.1.1	6.2.1.1 一般 溶接電源のための遠隔制御装置は、IP2X以上の保護等級に適合しなければならない。	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条11 11.7	箇条4 環境条件 溶接電源及び補助装置は、規定の温度において定格連続溶接時間及び1時間における定格最大溶接時間の運転を実現する能力がなければならない。 箇条11 一次入力への接続 11.7 一次入力ON/OFF切替装置 溶接電源は、一次入力ON/OFF切替装置を具備しなければならない。	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条8 8.4	箇条4 環境条件 溶接電源及び補助装置は、規定の温度において定格連続溶接時間及び1時間における定格最大溶接時間の運転を実現する能力がなければならない。 箇条8 温度制限装置 8.4 リセット 温度制限装置は、オフ時間に続く次の周期で、オン時間が30秒間以上になる温度に下がるまでリセットしない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	■該当 □非該当	簡条10 10.1	簡条10 異常動作 10.1 一般 溶接電源は、ファン停止試験の異常な運転状態において、 危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こしてはならな い。	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも のとする。	■該当 □非該当	簡条11 11.8	簡条11 一次入力への接続 11.8 入力ケーブル 入力ケーブルは、次の事項を全て満たさなければならない。 － 使用目的に適合し、関連する規格を満足するか、又は これらと同等以上の性能をもつ。 － 最大実効入力電流に対応した導体断面積をもつ。 － 外箱の電線出口から測定し、長さは規定の値以上とす る。	
第 十 七 条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防 止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	簡条19A	簡条19A 電磁両立性（EMC）要求事項 アーク溶接電源は、規定の要求事項を満たさなければな らない。	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	簡条19A	簡条19A 電磁両立性（EMC）要求事項 アーク溶接電源は、規定の要求事項を満たさなければな らない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11	箇条11 一次入力への接続	
				11.7	11.7 一次入力ON/OFF切替装置 組込式の一次入力ON/OFF切替装置（例えば、スイッチ、電磁接触器、電流遮断器など）が備えられている場合、回路が開か閉かをはっきりと表示しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条17 17.1	箇条17 定格銘板 17.1 一般 装置の表面に、はっきりと識別できる定格銘板を確実に固定するか、又は印刷しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条18	箇条18 出力調整 別々の調整目盛に対応する溶接電源の出力表示は、調整手段上又は近傍に明瞭で消えないように表示するか、又はディスプレイに表示しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条19 19.2	箇条19 取扱説明及び注意書き 19.2 注意書き 各溶接電源には、明瞭で見えやすく、かつ、容易に消えないように、規定のシンボル又はこれらと同等のシンボルの組合せを用いて表示する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					溶接電源には、明瞭で見えやすく、かつ、容易に消えないように安全のための指示を含む予防ラベルを付けなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-6:2023

規格名：アーク溶接装置－第 6 部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。） 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—